

2、法57等（図表5、図表6）。

- 次のいずれにも該当する事業年度をいう。
- ① 基準事業年度（特別対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度）開始の日以後5年以内に開始した事業年度
 - ② 事業適応計画の実施時期を含む事業年度
 - ③ 2026年4月1日以前に開始する事業年度
 - ④ 2020年4月1日から2021年4月1日までの期間の日を含む事業年度（コロナ禍の影響を受けたと認められる場合には、2020年2月1日から2021年3月31日までの間に終了する事業年度およびその翌事業年度において生じた青色欠損金額
 - ⑤ 事業適応計画に従って行った投資の額からすでに本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額

(2) 優遇措置の要件

なお、税制優遇措置を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件の他に、将来の成長に向けた投資内容や業績目標を定める等の要件を満たす必要がある。投資実績を毎年提出して主務大臣から証明書の交付を受けることが要件とされている（図表5、図表6参照）。

(3) 投資の範囲等

本制度の対象となる投資の範囲等については、産業競争力強化法の政省令等において明らかにされると考えられるが、事業の生産性を相当程度向上させること等を目的として、事業の成長発展を図るために行うものとされていることから、単純な維

持・更新投資は対象外とされる。また、DX投資やカーボンニュートラル投資を事業適応計画に含める場合には、それらの申請もあわせて作成する必要がある。

本制度は、申請から適応計画実施までの期間が、3つの事業適応のなかでも最も短く設定されているため（改正産強法施行日より1年以内）、投資の決定も含めて迅速な意思決定が重要である。

第2章

研究開発税制、人材確保等促進税制など その他法人税特別措置に 関する改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

● 改正後の研究開発税制においては、控除限度額の上乗せは、売上が減少している法人についての適用となるため、グループ法人で研究開発を行っている場合には、研究開発のリソースのアロケーションの検討も有用である。

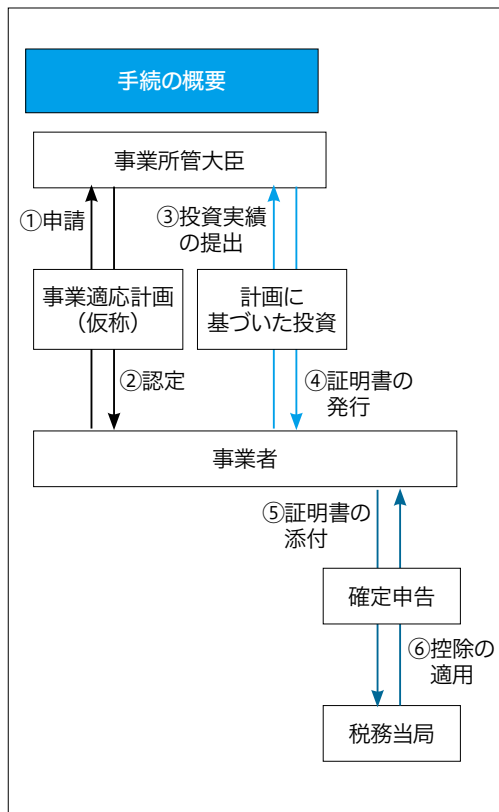
● 試験研究費の範囲の拡充に伴い、申告上の集計漏れが無いように試験研究費の算定のフォーマットを整備することも有用である。

研究開発税制の見直し

コロナ禍においても研究開発投資

を増額していくインセンティブが維持されるように、控除上限の引上げとともに控除率カーブを見直し、企業のDXを促進する観点からは、ソフトウェア分野における研究開発支援の重要性や、クラウド環境で自社利用ソフトウェアの普及が拡大していることも踏まえ、一定の自社利用ソフトウェアが本税制の対象に追加

(図表6) 本特例措置適用の手続



(出所) 経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」をもとに筆者作成